

令和元年度11月 第8回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年11月29日(金) 午前10時00分 ～ 午前10時52分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	木村 治彦	出席	推1	林 殷慶	出席
2	近藤 哲夫	出席	推2	牛田 益治	出席
3	花木 実也	出席	推3	山田 利之	出席
4	近藤 美奈子	出席	推4	牛田 茂雄	出席
5	太田 功	出席	推5	伊藤 忠久	出席
6	平尾 正敏	出席	推6	山内 専治	出席
7	鈴木 良法	出席	推7	細川 幹夫	出席
8	小原 玲子	出席	推8	桐山 正行	出席
9	小関 春男	出席	推9	杉本 耕基	出席
10	田中 久義	出席			
11	三輪 光雄	出席			
12	森 俊明	出席			
13	小川 健一	出席			
14	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	大堀 俊和
農政事業監	富田 隆広		後藤 大輔
			津田 直季
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提出議案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第29号 現況証明願について
日程第6	報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
	報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
	報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第24号 認定電気通信事業者による事業計画書の提出について

議長	<p>(あいさつ)</p> <p>本日の出席につきましては、農業委員、推進委員、ともに全員です。 定足数に達していますので、令和元年度11月あま市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p>
議長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>1番 木村 治彦 委員及び、3番 花木 実也 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。</p>
議長	<p>日程第3 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>(説明)</p> <p>議案第27号1番につきまして説明いたします。</p> <p>議案2ページをご覧ください。</p> <p>参考資料は1～2ページをご覧ください。</p> <p>譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福 薬師地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。</p> <p>つづきまして2番につきまして説明いたします。</p> <p>参考資料は3～4ページをご覧ください。</p> <p>譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福 蓮池地内の2筆で、田及び畑の所有権移転による経営拡大となっております。</p> <p>本申請は9月の農業委員会で議案で諮りました西濃運輸株式会社の運送業施設用地として転用される土地の代替地として取得するものとなっております。</p>
事務局	<p>つづきまして3番につきまして説明いたします。</p>

参考資料は5～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、石作 阿弥陀寺地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

本申請は9月の農業委員会で議案で諮りました豊栄運輸株式会社の運送業施設の敷地拡張として転用される土地の代替地として取得するものとなっております。

つづきまして4番につきまして説明いたします。

参考資料は7～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、坂牧 向江地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

なお、11月25日には小関委員と桐山委員と現地調査をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

議長 小関委員と桐山委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して小関委員から現地の状況について、ご報告願います。

小関委員 議案第27号につきまして、桐山委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して特に問題はありませんでした。以上です。

議長 只今、事務局及び小関委員から説明、報告がありました議案第27号について、何かご質問等はございますか。

細川委員 先月も1番の譲受人は3条による経営拡大として農地を取得しているが
細川委員 本業は不動産会社経営ということは周知の事実である。農業経営の拡大という理由で許可申請を提出するのであれば農業所得の確定申告等の書類を許可申請に添付させて本当に農業経営の拡大ができていないか確認すべきではないか。

事務局 申請者が農業経営の拡大状況を農業所得の確定申告等で確認することは難しい、現在保有している農地の管理についても管理ができていない部分がある場合には指導等はするので経過を観察していく。

細川委員	4番の譲受人についても経営拡大と申請しているが転売目的の農地売買でないかの確認が必要ではないか。
小関委員	4番の譲受人の石川氏については坂牧地内での農地を多数保有している面識のある農業者であるため、転売の心配はないと考える。
細川委員	農地を売買するにしても転売防止のため農業委員会が農業者を紹介して不正転売を防止し、農業者を後押しすることはできないか。
木村委員	他市町村では農業委員会が農地売買の際に農業者を紹介、斡旋していると聞いたことがあるが、あま市で同様の取組を実施することはできないか。
事務局	農業委員会での農地斡旋については事務局で一度確認いたします。
議長	他に質問もないようですので採決に移ります。 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」は承認されました。
議長	日程第4 議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	(説明) 議案第28号1番につきまして説明いたします。 議案第4ページをご覧ください、参考資料は9～11ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町安松二丁目地内の田の駐車場への転用で、賃借権設定となっております。 譲受人はあま市で解体工事業を営んでおります。受注件数の増加等により駐車スペースが確保できず、不足する駐車場を確保するための転用となっております。 一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。 日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めま

す。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は12～14ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田 池田地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は15～17ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福蓮池地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は18～20ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口 三丁目地内の畑で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い、居宅が手狭になったため分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため転用の許可が見込めます。

5番につきまして説明いたします。

参考資料は21～23ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島

宮前地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

申請者の居宅が、県道名古屋津島線の拡幅計画により用地買収にかかったため、近隣で土地を探し、住宅を建設するものとなっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管・ガス管が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の医療施設がある区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため転用の許可が見込めます。

こちらの申請は9月に一度許可されておりますが、譲受人の一人が死亡したことにより、再度の申請となっております。

6番につきまして説明いたします。

参考資料は24～26ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町伊福江向地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

申請者は名古屋市中川区地内で福祉車両のレンタル事業を営んでおります。保有車両の増加と保管場所の集約化により不足する駐車場を補うための許可申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

7番につきまして説明いたします。

参考資料は27～29ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は七宝町伊福十七地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

申請者は名古屋市中川区地内で上下水道工事業を営んでおります。事業の拡大により建設機械及び建設車両置き場が不足しており、不足する車両置き場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

8番につきまして説明いたします。

参考資料は30～32ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております、申請地は花長 茶木島地内の田及び畑で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

申請者は市内で葬祭業を営んでおります。所有者の意向により借りていた駐車場を返却しなければならなくなったため不足する駐車場を確保するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、11月26日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、11月25日には小関委員と桐山委員と現地確認をさせていただいております。

議 長 小関委員と桐山委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して小関委員
議 長 から現地の状況について、ご報告願います。

小 関 委 員 議案第28号につきまして、桐山委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して特に問題はありませんでした以上です。

議 長 只今、事務局及び小関委員から説明、報告がありました議案第28号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認されました。

議 長 日程第5 議案第29号「現況証明願について」を議題とします。
事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第29号1番につきまして説明いたします。

議案第6ページをご覧ください、参考資料は33～34ページです。

申請者は、議案のとおりとなっております。申請地は東溝口 三丁目地内の畑で、20年以上前に建築し、現在も居宅として使用しているため、証明が見込めます。

提出された書類には航空写真があり、平成8年以前より完成していたことが確認できております。

本申請は議案第28号4番と関連しており、分家住宅を建設する際に本宅の敷地の一部が農地であることが確認されたためその是正の申請となっております。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第29号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議長 議案第29号「現況証明願について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第29号「現況証明願について」は承認されました。

議長 日程第6 報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第24号「認定電気通信事業者による事業計画書の届出について」を事務局から報告させます。

事務局 (報告)

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第21号から報告第24号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦勞様でした。

次回の農業委員会でございますが、12月26日(木)午前10時からです。

よろしく願いいたします。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署名委員 木村 治彦

署名委員 花木 実也